

阿見町地域防災計画 風水害編 新旧対照表（令和 8 年 10 月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-2	【風水害編】目次 (省略) 第 3 章 災害予防計画 <u>(新設)</u>	【風水害編】目次 (省略) 第 3 章 災害予防計画 <u>第 4 章 火山噴火降灰対策計画</u> <u>第 1 節 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 53</u> <u>第 1 火山噴火降灰による被害想定・・・・・・・・ 53</u> <u>第 2 火山に関する情報等・・・・・・・・ 56</u> <u>第 3 火山防災知識の普及等・・・・・・・・ 58</u> <u>第 2 節 災害応急対策・・・・・・・・ 59</u> <u>第 1 降灰対策における留意すべき事項等・・・・・・・・ 59</u>	県地域防災計画の内容を反映
	第 1 章 災害予防計画 第 1 節 治水計画 第 2 内水氾濫対策 町（産業建設部）は、台風や集中豪雨等による洪水、浸水被害を軽減するため、水路、下水道等の整備を推進する。	第 1 章 災害予防計画 第 1 節 治水計画 第 2 内水氾濫対策 町（産業建設部）は、台風や集中豪雨等による洪水、浸水被害を軽減するため、水路、下水道等の整備を推進する。 <u>また、町（産業建設部）は、内水ハザードマップを活用し、内水による浸水リスクについて住民へ周知するとともに、適切な避難行動の促進に努める。</u>	内水ハザードマップ作製に伴う修正

該当ページ	修正前	修正後	修正理由																																				
風水害-19	第2章 災害応急対策計画 第3節 気象情報等の収集・伝達 第1 気象情報等の監視 2. 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準	第2章 災害応急対策計画 第3節 気象情報等の収集・伝達 第1 気象情報等の監視 2. 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準	気象警報等の発表基準の見直しに伴う修正																																				
	<table><tr><th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="8">特別警報</td><td> 大雨特別警報 </td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</td></tr><tr><td> </td><td></td></tr><tr><td> </td><td></td></tr><tr><td> </td><td></td></tr><tr><td> 暴風特別警報 </td><td>(省略)</td></tr><tr><td> 暴風雪特別警報 </td><td>(省略)</td></tr><tr><td> 大雪特別警報 </td><td>(省略)</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	特別警報・警報・注意報の種類		発表基準	特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。							暴風特別警報	(省略)	暴風雪特別警報	(省略)	大雪特別警報	(省略)			<table><tr><th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="6">特別警報</td><td> レベル5 大雨特別警報 </td><td>台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表される。 表面雨量指数が71</td></tr><tr><td> レベル5 氾濫特別警報 </td><td>台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表される。</td></tr><tr><td> レベル5 土砂災害特別警報 </td><td>台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表される。</td></tr><tr><td> 暴風特別警報 </td><td>(省略)</td></tr><tr><td> 暴風雪特別警報 </td><td>(省略)</td></tr><tr><td> 大雪特別警報 </td><td>(省略)</td></tr></table>	特別警報・警報・注意報の種類		発表基準	特別警報	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表される。 表面雨量指数が71	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表される。	レベル5 土砂災害特別警報	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表される。	暴風特別警報	(省略)	暴風雪特別警報	(省略)	大雪特別警報	(省略)	
	特別警報・警報・注意報の種類			発表基準																																			
	特別警報	大雨特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。																																			
		暴風特別警報		(省略)																																			
		暴風雪特別警報		(省略)																																			
		大雪特別警報		(省略)																																			
特別警報・警報・注意報の種類		発表基準																																					
特別警報	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表される。 表面雨量指数が71																																					
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表される。																																					
	レベル5 土砂災害特別警報	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表される。																																					
	暴風特別警報	(省略)																																					
	暴風雪特別警報	(省略)																																					
	大雪特別警報	(省略)																																					

阿見町地域防災計画 風水害編 新旧対照表（令和 8 年 10 月修正）

該当ページ	修正前			修正後			修正理由				
風水害-20	<u>(新設)</u>			危険 警報	<u>レベル4 大雨危険警報</u>	<u>表面雨量指数がレベル4大雨危険警報の対象となる1km格子において、レベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合や、流域雨量指数がレベル4大雨危険警報の対象となる河川の1km格子において、レベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。</u> <u>表面雨量指数が47</u>	気象警報等の発表基準の見直しに伴う修正				
						<u>レベル4 氾濫危険警報</u>		<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、氾濫危険水位に到達した場合に発表される。</u>			
						<u>レベル4 土砂災害危険警報</u>		<u>60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合）に発表される。</u>			

該当ページ	修正前			修正後			修正理由
風水害-20	警報	大雨警報	<u>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u> <u>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当する。</u> （浸 水 害）表面雨量指数が 20 （土砂災害）土壌雨量指数が 157	警報	レベル 3 大雨警報	<u>表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。</u> 表面雨量指数が 20	気象警報等の発表基準の見直しに伴う修正
		洪水警報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u> 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 （1）流域雨量指数基準が乙戸川流域で 9.1、清明川流域で 9.8 （2）指定河川洪水予報による基準：霞ヶ浦・北浦〔出島〕、利根川水系桜川〔桜橋（田土部）〕		レベル 3 氾濫警報	<u>氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合や避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。</u> 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。	
					レベル 3 土砂災害警報	<u>60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル 4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね 3～6 時間先に基準値に到達することが予想される場合）に発表される。</u>	
					暴風警報	（省略）	
					暴風雪警報	（省略）	
					大雪警報	（省略）	
		暴風警報	（省略）				
		暴風雪警報	（省略）				
		大雪警報	（省略）				

阿見町地域防災計画 風水害編 新旧対照表（令和 8 年 10 月修正）

該当ページ	修正前			修正後			修正理由		
風水害-20 21	注意報	大雨注意報	<u>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。 <u>(1) 表面雨量指数が 9</u> <u>(2) 土壌雨量指数が 108</u>	注意報	レベル 2 大雨注意報	<u>表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかががレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。 表面雨量指数が 9	気象警報等の発表基準の見直しに伴う修正		
		洪水注意報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。 <u>(1) 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）が乙戸川流域で(5、6、9)</u> <u>(2) 流域雨量指数基準が乙戸川流域で 6、9、清明川流域で 7、6</u> <u>(3) 指定河川洪水予報による基準：霞ヶ浦・北浦〔出島〕</u>		レベル 2 氾濫注意報	<u>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれない場合に発表される。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。			
					レベル 2 土砂災害注意報	<u>60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル 2 土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。</u>			
		強風注意報	(省略)		強風注意報	(省略)			
		風雪注意報	(省略)		風雪注意報	(省略)			
		大雪注意報	(省略)		大雪注意報	(省略)			
		※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。			※ 表面雨量指数、流域雨量指数、複合基準及び土壌雨量指数の基準値は気象庁が公表する基準によるものとする。				
		※							

該当ページ	修正前	修正後	修正理由																				
風水害-22	3. キキクル（ <u>大雨警報・洪水警報</u> の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要	3. キキクル（危険度分布）等 キキクル等の種類と概要	気象警報等の発表基準の見直しに伴う修正																				
	<table><tr><td>種 類</td><td>概 要</td></tr><tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）</td><td>（省略）</td></tr><tr><td><u> </u></td><td></td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td></td></tr></table>	種 類		概 要	（省略）	（省略）	洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	（省略）	<u> </u>		流域雨量指数の予測値		<table><tr><td>種 類</td><td>概 要</td></tr><tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）</td><td>（省略）</td></tr><tr><td><u>大雨キキクル</u></td><td><u>大河川を除く河川の氾濫に関する危険度（洪水キキクル）と浸水に関する危険度（浸水キキクル）を重ねて表示し、大雨による危険度を一体的に確認できる情報である。</u></td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>（省略）</td></tr></table>	種 類	概 要	（省略）	（省略）	洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	（省略）	<u>大雨キキクル</u>	<u>大河川を除く河川の氾濫に関する危険度（洪水キキクル）と浸水に関する危険度（浸水キキクル）を重ねて表示し、大雨による危険度を一体的に確認できる情報である。</u>	流域雨量指数の予測値	（省略）
	種 類	概 要																					
	（省略）	（省略）																					
	洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	（省略）																					
	<u> </u>																						
流域雨量指数の予測値																							
種 類	概 要																						
（省略）	（省略）																						
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	（省略）																						
<u>大雨キキクル</u>	<u>大河川を除く河川の氾濫に関する危険度（洪水キキクル）と浸水に関する危険度（浸水キキクル）を重ねて表示し、大雨による危険度を一体的に確認できる情報である。</u>																						
流域雨量指数の予測値	（省略）																						

阿見町地域防災計画 風水害編 新旧対照表（令和 8 年 10 月修正）

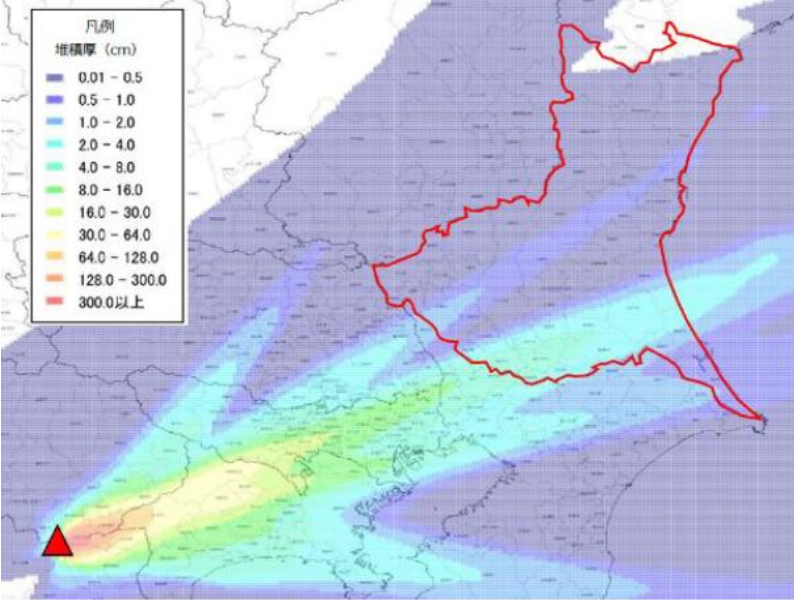
該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-22 23	4. 早期注意情報（警報級の可能性） （省略） <u>5.</u> 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報 （省略） <u>6.</u> 土砂災害警戒情報 （省略） <u>7.</u> 記録的短時間大雨情報 （省略） <u>8.</u> 竜巻注意情報 （省略）	4. 早期注意情報（警報級の可能性） （省略） <u>5. 時系列情報（明日までの警報等の見通し）</u> <u>警報・注意報の発表に先立ち、明日までの気象の見通しを 3 時間ごとに時系列で表示する予測情報である。警報・注意報の発表の有無にかかわらず常時提供され、危険度の高まりを事前に把握し、防災対応や避難行動の判断に活用する。原則として 5 時、11 時、17 時及び 23 時に更新される。</u> <u>6.</u> 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報 （省略） <u>7.</u> 土砂災害警戒情報 （省略） <u>8.</u> 記録的短時間大雨情報 （省略） <u>9.</u> 竜巻注意情報 （省略） <u>10. 線状降水帯に関する情報</u> <u>線状降水帯による大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性がある場合には、半日程度前から「線状降水帯半日前予測」を発表し、線状降水帯が発生する危険性が高まった場合には、発生の 2～3 時間前を目標に「線状降水帯直前予測」を発表する。また、線状降水帯が発生した場合には、「顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯発生情報）」を発表し、土砂災害や浸水害、洪水害による災害発生の危険度が急激に高まっていることを知らせる。</u>	時系列情報の運用開始及び線状降水帯に関する情報の追加

該当ページ	修正前	修正後	修正理由				
風水害-23 24	<u>9</u>．指定河川洪水予報 （省略） 指定河川洪水予報の<u>種類</u>、<u>標題</u>と概要 <table><tr><th><u>種 類</u></th><th><u>標 題</u></th><th><u>概 要</u></th></tr><tr><td rowspan="3"><u>洪水 警報</u></td><td><u>氾濫 発生情報</u></td><td><u> </u></td></tr></table>	<u>種 類</u>	<u>標 題</u>	<u>概 要</u>	<u>洪水 警報</u>	<u>氾濫 発生情報</u>	<u> </u>
<u>種 類</u>	<u>標 題</u>	<u>概 要</u>					
<u>洪水 警報</u>	<u>氾濫 発生情報</u>	<u> </u>					

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-24	<u>1 0.</u> 火災気象通報 (省略)	<u>1 2.</u> 火災気象通報 (省略) <u>1 3. 林野火災注意報・林野火災警報</u> <u>稲敷広域消防本部が、空気の乾燥や強風などにより林野火災の危険性が高まった場合に発令する情報。危険性に応じて、火気の使用等への注意喚起や火の使用制限を行う。</u>	林野火災に関する気象情報の追加
風水害-27 28	第 4 節 災害情報の収集・伝達 第 3 茨城県等への報告 (1) 報告対象 本部班は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、災害情報共有システムを利用し、また、「火災・災害等即報要領（<u>令和 7 年 4 月 21 日付消防応第 44 号</u>）」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする機関に対して状況を報告する。 (省略) (2) 報告先 (省略) なお、「火災・災害等即報要領（<u>令和 7 年 4 月 21 日付消防応第 44 号</u>）」に基づく直接即報基準の該当事案（風水害により死者又は行方不明者が生じたとき）は、直ちに県及び国（消防庁）に報告する。	第 4 節 災害情報の収集・伝達 第 3 茨城県等への報告 (1) 報告対象 本部班は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、災害情報共有システムを利用し、また、「火災・災害等即報要領（<u>令和 7 年 12 月 22 日付消防応第 78 号</u>）」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする機関に対して状況を報告する。 (省略) (2) 報告先 (省略) なお、「火災・災害等即報要領（<u>令和 7 年 12 月 22 日付消防応第 78 号</u>）」に基づく直接即報基準の該当事案（風水害により死者又は行方不明者が生じたとき）は、直ちに県及び国（消防庁）に報告する。	消防庁による修正箇所を反映

該当ページ	修正前	修正後	修正理由																																				
風水害-38 39	第 1 1 節 避難対策 第 1 避難指示等 (省略) 避難指示等の判断の目安 <table><tr><td>対象災害</td><td>河川氾濫</td><td>土砂災害</td></tr><tr><td>避難対象地区</td><td>洪水浸水想定区域 (霞ヶ浦、桜川)</td><td>土砂災害警戒区域</td></tr><tr><td>【レベル 3】 高齢者等 避難</td><td>○<u>氾濫警戒情報</u>が発表されたとき。 (省略)</td><td>○<u>大雨警報（土砂災害）</u>が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき。</td></tr><tr><td>【レベル 4】 避難指示</td><td>○<u>氾濫危険情報</u>が発表されたとき (省略)</td><td>○<u>土砂災害警戒情報</u>が発表されたとき。 (省略)</td></tr><tr><td>【レベル 5】 緊急安全 確保</td><td>(省略) ○<u>氾濫発生情報</u>が発表されたとき。</td><td>○<u>大雨特別警報（土砂災害）</u>が発表されたとき。 (省略)</td></tr><tr><td>備 考</td><td>(省略)</td><td>※ 2 <u>大雨注意報</u>が発表され、夜間から早朝に<u>大雨警報（土砂災害）</u>へ切り替える可能性が高い旨の言及がある場合等</td></tr></table>	対象災害	河川氾濫	土砂災害	避難対象地区	洪水浸水想定区域 (霞ヶ浦、桜川)	土砂災害警戒区域	【レベル 3】 高齢者等 避難	○ <u>氾濫警戒情報</u> が発表されたとき。 (省略)	○ <u>大雨警報（土砂災害）</u> が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき。	【レベル 4】 避難指示	○ <u>氾濫危険情報</u> が発表されたとき (省略)	○ <u>土砂災害警戒情報</u> が発表されたとき。 (省略)	【レベル 5】 緊急安全 確保	(省略) ○ <u>氾濫発生情報</u> が発表されたとき。	○ <u>大雨特別警報（土砂災害）</u> が発表されたとき。 (省略)	備 考	(省略)	※ 2 <u>大雨注意報</u> が発表され、夜間から早朝に <u>大雨警報（土砂災害）</u> へ切り替える可能性が高い旨の言及がある場合等	第 1 1 節 避難対策 第 1 避難指示等 (省略) 避難指示等の判断の目安 <table><tr><td>対象災害</td><td>河川氾濫</td><td>土砂災害</td></tr><tr><td>避難対象地区</td><td>洪水浸水想定区域 (霞ヶ浦、桜川)</td><td>土砂災害警戒区域</td></tr><tr><td>【レベル 3】 高齢者等 避難</td><td>○<u>レベル 3 氾濫警報</u>が発表されたとき。 (省略)</td><td>○<u>レベル 3 土砂災害警報</u>が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき。</td></tr><tr><td>【レベル 4】 避難指示</td><td>○<u>レベル 4 氾濫危険警報</u>が発表されたとき (省略)</td><td>○<u>レベル 4 土砂災害危険警報</u>が発表されたとき。 (省略)</td></tr><tr><td>【レベル 5】 緊急安全 確保</td><td>(省略) ○<u>レベル 5 氾濫特別警報</u>が発表されたとき。</td><td>○<u>レベル 5 土砂災害特別警報</u>が発表されたとき。 (省略)</td></tr><tr><td>備 考</td><td>(省略)</td><td>※ 2 <u>レベル 2 大雨注意報</u>が発表され、夜間から早朝に<u>レベル 3 土砂災害警報</u>へ切り替える可能性が高い旨の言及がある場合等</td></tr></table>	対象災害	河川氾濫	土砂災害	避難対象地区	洪水浸水想定区域 (霞ヶ浦、桜川)	土砂災害警戒区域	【レベル 3】 高齢者等 避難	○ <u>レベル 3 氾濫警報</u> が発表されたとき。 (省略)	○ <u>レベル 3 土砂災害警報</u> が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき。	【レベル 4】 避難指示	○ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> が発表されたとき (省略)	○ <u>レベル 4 土砂災害危険警報</u> が発表されたとき。 (省略)	【レベル 5】 緊急安全 確保	(省略) ○ <u>レベル 5 氾濫特別警報</u> が発表されたとき。	○ <u>レベル 5 土砂災害特別警報</u> が発表されたとき。 (省略)	備 考	(省略)	※ 2 <u>レベル 2 大雨注意報</u> が発表され、夜間から早朝に <u>レベル 3 土砂災害警報</u> へ切り替える可能性が高い旨の言及がある場合等	気象警報等の発表基準の見直しに伴う修正
対象災害	河川氾濫	土砂災害																																					
避難対象地区	洪水浸水想定区域 (霞ヶ浦、桜川)	土砂災害警戒区域																																					
【レベル 3】 高齢者等 避難	○ <u>氾濫警戒情報</u> が発表されたとき。 (省略)	○ <u>大雨警報（土砂災害）</u> が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき。																																					
【レベル 4】 避難指示	○ <u>氾濫危険情報</u> が発表されたとき (省略)	○ <u>土砂災害警戒情報</u> が発表されたとき。 (省略)																																					
【レベル 5】 緊急安全 確保	(省略) ○ <u>氾濫発生情報</u> が発表されたとき。	○ <u>大雨特別警報（土砂災害）</u> が発表されたとき。 (省略)																																					
備 考	(省略)	※ 2 <u>大雨注意報</u> が発表され、夜間から早朝に <u>大雨警報（土砂災害）</u> へ切り替える可能性が高い旨の言及がある場合等																																					
対象災害	河川氾濫	土砂災害																																					
避難対象地区	洪水浸水想定区域 (霞ヶ浦、桜川)	土砂災害警戒区域																																					
【レベル 3】 高齢者等 避難	○ <u>レベル 3 氾濫警報</u> が発表されたとき。 (省略)	○ <u>レベル 3 土砂災害警報</u> が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき。																																					
【レベル 4】 避難指示	○ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> が発表されたとき (省略)	○ <u>レベル 4 土砂災害危険警報</u> が発表されたとき。 (省略)																																					
【レベル 5】 緊急安全 確保	(省略) ○ <u>レベル 5 氾濫特別警報</u> が発表されたとき。	○ <u>レベル 5 土砂災害特別警報</u> が発表されたとき。 (省略)																																					
備 考	(省略)	※ 2 <u>レベル 2 大雨注意報</u> が発表され、夜間から早朝に <u>レベル 3 土砂災害警報</u> へ切り替える可能性が高い旨の言及がある場合等																																					

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-53		<u>第４章 火山噴火降灰対策計画</u> <u>第１節 災害予防</u> <u>茨城県において活火山は存在しないが、富士山が噴火した場合、町内のほぼ全域に降灰の可能性が示されていることから、将来の大規模噴火に備えた広域降灰対策は重要である。そこで、大規模な降灰が発生した場合の被害の軽減を図るため、次の対策を講じるものとする。</u> <u>第１ 火山噴火降灰による被害想定</u> <u>１．富士山噴火の降灰予測</u> <u>(1) 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（令和２年４月）</u> <u>中央防災会議「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策― ～富士山噴火をモデルケースに～」によれば、宝永噴火に近いケースで西南西風卓越の場合、本県では県南地域で最大４～８cm、鹿行地域で２～４cm、県西地域で１～２cm、県央地域で０.５～１cm、県北地域で０.５cm程度の降灰が想定されており、茨城県のほぼ全域で降灰の可能性がある。</u> <u>町は県南地域に位置しており、降灰による交通機関への影響、ライフライン機能の低下、農作物への被害、健康への影響など、住民生活及び社会経済活動に広範な影響が生じることがあることから、平常時から必要な備えを推進するものとする。</u>	県地域防災計画の内容を反映

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-53	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	 <u>大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ</u> <u>（令和 2 年 4 月）における</u> <u>降灰シミュレーション（ケース 2：西南西風卓越）抜粋</u> <u>(2) その他の火山における降灰について</u> <u>富士山のほか、近隣都県にある浅間山や草津白根山などの噴火によっても県内に降灰の可能性がある。</u>	県地域防災計画の内容を反映

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-54		2. 降灰により想定される影響	県 地 域 防 災 計 画 の 内 容 を 反 映
		降灰により想定される影響は以下の通りである。	
	――	鉄道 微量の降灰で地上路線の運行が停止。大部分が地下の路線でも、需要増加や車両・作業員の不足等により運行停止や輸送量の低下が発生。	
	――	道路 乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難及び、道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による速度低下や渋滞が発生。	
	――	航空 降灰が 0.4 mm 以上になると滑走路等の除灰が検討され、2 mm 以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可。大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要。	
	――	物資 人口の多い地域では、少量の降灰でも、買い占め等による食料及び飲料水等の売り切れが生じる。交通支障が生じると、物資の配送や店舗の営業困難等により生活物資が入手困難となる。	
	――	電力 降雨時 3 mm 以上の降灰で碍子の絶縁低下による停電が発生。数 cm 以上の降灰で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。	
――	通信 噴火直後には利用者増による電話の輻輳が発生。降雨時に、火山灰が基地局等の通信アンテナに付着すると、通信を阻害。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生。		

阿見町地域防災計画 風水害編 新旧対照表（令和 8 年 10 月修正）

該当ページ	修正前		修正後		修正理由
風水害-54					県 地 域 防 災 計 画 の 内 容 を 反 映
			<u>上水道</u>	<u>原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生。</u>	
			<u>下水道</u>	<u>降雨時、下水管理（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。</u>	
			<u>建物</u>	<u>降雨時 30cm 以上の降灰量で木造家屋に火山灰の重みにより倒壊するものが発生。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えると損壊するものが発生。</u> <u>5cm 以上の降灰量で、空調設備の室外機に不具合が生じる。</u>	
			<u>健康被害</u>	<u>目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が憎悪する等の影響を受ける可能性が高い。</u>	
			<u>（首都圏における広域降灰対策ガイドライン（R7.3）より抜粋）</u>		

[illegible]

阿見町地域防災計画 風水害編 新旧対照表（令和 8 年 10 月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-55		※ 1 : 一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。 ※ 2 : 降灰中で視界が低下する等により屋外での行動が危険を伴う場合は、基本的に自宅等の屋内へとどまる。健康被害防止のため、屋外での行動時にはゴーグル及びマスクの着用等の対策が望ましい。呼吸器疾患等の持病等を持つ人は特に留意。 ※ 3 : 降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人を想定（例：通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）。要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。 （首都圏における広域降灰対策ガイドライン（R7.3）より抜粋）	県地域防災計画の内容を反映

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-56	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	<u>第２ 火山に関する情報等</u> <u>１．火山に関する情報について</u> <u>火山に関する情報について主なものを以下の通り示す。</u> <u>(1) 噴火警報・予報</u> <u>１) 噴火警報</u> <u>噴火を伴って、生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合や、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表する情報</u> <u>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表される。</u> <u>2) 噴火警戒レベル</u> <u>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、５段階に区分して発表する情報</u> <u>3) 噴火予報</u> <u>気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する情報</u>	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 風水害編 新旧対照表 (令和8年10月修正)

該当ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																		
風水害-56	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>																																										○噴火警戒レベルが運用されている火山 <table><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>対象範囲</th><th>噴火警戒レベル (キーワード)</th><th>火山活動の状況</th></tr><tr><td rowspan="2">特別 警報</td><td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td><td rowspan="2">居住地域 及び それより 火口側</td><td>レベル5 避難</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。</td></tr><tr><td>レベル4 (高齢者等避難)</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。</td></tr><tr><td rowspan="2">警報</td><td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報</td><td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td><td>レベル3 (入山規制)</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td></tr><tr><td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td><td>レベル2 (火口周辺規制)</td><td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td></tr><tr><td>予報</td><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>レベル1 (活火山であることに留意)</td><td>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td></tr></table>	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	県地域防災計画の内容を反映
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況																																																																	
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。																																																																	
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。																																																																	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																																																	
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																																																	
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。																																																																	

該当ページ

風水害-57

修正前

修正後

○噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル （キーワード）	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居住地域 及び <u>それより</u> 火口側	居住地域及び <u>それより火口側の</u> 範囲における 厳重な警戒 居住地域嚴重警戒	<u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。</u>
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで <u>の広い範囲の</u> 火口周辺	火口から居住地近 くまでの <u>広い範囲</u> <u>の火口周辺におけ</u> <u>る警戒</u> 入山危険	<u>居住地域の近くで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</u>
		火口から少し 離れた所まで <u>の火口周辺</u>	火口から少し離れ た所までの火口周 辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入っ た場合には生命に危険が及ぶ）噴 火が発生、あるいは発生すると予想さ れる。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であること に留意	<u>火山活動は静穏。</u> <u>火山活動の状態によって、火口内で火</u> <u>山灰の噴出等がみられる（この範囲に</u> <u>いった場合には生命に危険が及ぶ）。</u>

(気象庁 HP より引用)

○茨城県近隣活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	<u>富士山、浅間山、草津</u> <u>白根山、日光白根山 等</u>
噴火警戒レベルが運用されていない火山	<u>赤城山、榛名山 等</u>

県 地 域 防 災
計 画 の 内 容
を 反 映

阿見町地域防災計画 風水害編 新旧対照表（令和 8 年 10 月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-57 58		<u>(2) 噴火速報</u> <u>噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を示す情報であり、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表する。</u> <u>(3) 火山の状況に関する解説情報</u> <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表される情報。</u> <u>(4) 降灰予報</u> <u>降灰予報について、気象庁は以下の 3 種類の降灰予報を提供する。</u> <u>1) 降灰予報（定時）</u> <u>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3 時間毎）に発表</u> <u>2) 降灰予報（速報）</u> <u>噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果から適切なものを抽出して、噴火後 5 ～10 分程度で発表</u> <u>3) 降灰予報（詳細）</u> <u>噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表</u>	県地域防災計画の内容を反映

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-58	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	<u>第 3 防災知識の普及等</u> <u>実施担当</u> <u>本部班、防災関係機関</u> <u>1. 取組指針</u> 町（本部班）及び防災関係機関は、住民に対し火山現象や前兆現象、その危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準について周知、啓発を図るものとする。 <u>2. 住民等による平時からの備え</u> 気象庁が発表する火山の噴火警報の理解を進めるとともに、マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備を進める。	県地域防災計画の内容を反映
風水害-59	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	<u>第 2 節 災害応急対策</u> 大規模な降灰が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。 <u>第 1 降灰対策における留意すべき事項等</u> <u>実施担当</u> <u>各班、防災関係機関</u>	

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-59		1. 住民の安全確保 (1) 被害の様相ごとの対応手順 住民は、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することを基本とする。 住民は、降灰量の実測値に加え、適宜降灰の見込みも加味して行動を判断する。特に、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等については、降灰量がより少ない段階から、医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。 ○被害の様相に応じた対応手順の概要 町においては、ステージ1～ステージ2の降灰が想定されている。 （首都圏における広域降灰対策ガイドライン（R7.3）より抜粋）	県地域防災計画の内容を反映

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-60	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	(2) 広域降灰を想定した平時からの準備 住民は、降灰がもたらす影響を知り、「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」等を踏まえ、自らの生活継続や健康維持に関するリスクを事前に把握する必要がある。 住民は、平時から降灰時に備えて備蓄を行うことが重要である。備蓄品については、基本的には地震など他の災害と同様の準備を基本としつつ、降灰対策用品も確保することが望ましい。また、要配慮者のいる世帯や要配慮者が利用する施設においては、物資・燃料等を多めに備蓄しておくことが望ましい。 (3) 移動困難時の対策 町は、広域降灰による交通機関の停止に伴う移動困難者の対応に備え、平時から、一時滞在施設の確保等について検討する。また、事業者（企業等）に対し、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことを想定した物資の備蓄等を行うよう働きかける。 2．広域降灰の予測・状況把握 (1) 広域降灰の予測に関する情報 国（気象庁）等から広域降灰に関する対応のトリガーとなる情報が提供された場合には、とるべき行動等について周知する。 (2) 降灰状況の把握 町（本部班）は、防災対応を行うため、降灰の状況を把握する必要があるのである。	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 風水害編 新旧対照表（令和8年10月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-60		<u>3. 情報の発信・周知啓発</u> <u>(1) 各機関からの呼びかけ等の情報発信</u> <u>町（本部班）は、国と連携して、広域降灰の可能性が高まった際に適切な情報発信を行う。</u> <u>(2) 降灰対策に関する平時からの住民等への周知啓発</u> <u>町（本部班）は、住民に対して、平時から火山灰から身を守るための対策、降灰対策に必要な備蓄等についての周知啓発を行う。</u> <u>4. 輸送・移動手段</u> <u>町において、優先度の高い拠点を検討し、人員・資機材を集中することで、速やかに応急対応に必要な経路を確保する必要がある。また、平時から関係機関との調整を進めるとともに、人員・資機材の確保、対応訓練の実施について検討する。</u> <u>5. 物資供給</u> <u>(1) 物資供給の考え方</u> <u>町（物資建設部）は道路啓開等による輸送体制の復旧・確保が行われ次第、必要な物資が届けられるよう、関係機関と連携し、対策を実施する。</u> <u>(2) 物資拠点の考え方</u> <u>町（物資対策班）は、降灰時の物資供給において、他災害の時と同様の対応を基本に、関係者と連携し、物資輸送を進める。</u>	県地域防災計画の内容を反映

阿見町地域防災計画 風水害編 新旧対照表（令和８年１０月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
風水害-60 61		<u>6. ライフライン</u> <u>(1) 対応の考え方</u> <u>各ライフライン事業者は、住民が自宅等で生活を継続するため、各ライフラインに応じた必要な措置を行い、迅速な復旧に努める。</u> <u>(2) 平時からの対応</u> <u>各ライフライン事業者は、施設保護・点検等、ライフラインの影響を最小限にとどめられるよう、平時からの対策を推進する。</u> <u>また、町は平時から各ライフライン事業者と連携を強化し、連絡手段や被害状況の収集方法等を確認しておく。</u> <u>7. 火山灰の処理</u> <u>降灰時には、火山灰が堆積した場所に応じて、施設管理者等がそれぞれ処分を行う。火山灰の処理には期間を要することから、まずは道路や鉄道等の降灰域内での生活を継続するために必要な場所から優先的に除灰をする必要がある。</u> <u>また、施設管理者等、国、県、町の関係部局が連携して、火山灰の収集や処分が行えるよう、あらかじめ役割分担などを検討しておくことが必要である。</u>	県地域防災計画の内容を反映